『人文学報』 第79号（1997年3月）
（京都大学人文科学研究所）

帝国の断絶と連続

――北朝鮮の場合――*

木村光彦

Ⅰ 序
Ⅱ 戦時期帝国の農業政策
Ⅲ 解放後の農業政策
Ⅳ 要約と結論

Ⅰ 序

1945年8月15日大日本帝国崩壊ののち，朝鮮半島北半部（北緯38度線以北，以下北朝鮮または北と呼ぶ）はソ連軍の占領下に置かれた。翌46年2月8日には北朝鮮臨時人民委員会（47年2月以降は北朝鮮人民委員会，以下，北朝人委と呼ぶ）が組織され，ソ連軍総司令部の指揮下，事実上の政府として国内行政にあたった。その基本的な政策は何よりもまず，日本人の影響力－換言すれば植民地的要素－を徹底的に排除することであった。ほとんど全ての日本人は帝国崩壊後ただちに逃亡するか，さもなくば収容留置された。かれらの所有，経営する会社，工場，個人財産が没収されたのは言うまでもない。この過程で栄養失調，伝染病，暴行などにより多くの人命が失われたことはよく知られている。「親日的」朝鮮人の多くも同様の運命をたどった。没収された資産のうち主要工場，鉱山は国有化され，社会主義的管理下に置かれた。同時に植民地的遺制として，地主・小作制度が排撃の対象とされた。その廃止は1946年3月の土地改革によって実現した。小作地は没収，再分配され，その結果新たに多くの個人自作農が生まれた。さらに地税の廃止，現物税の導入によって，植民地的農業制度の一掃が図られた。

このように，北朝鮮においては帝国の支配と完全に断絶した体制が成立し，そのもとで反植民地政策が強力に遂行された。これはしばしば38度線以南の米軍政と鋭い対照をなすといわれる。南では親日派の追放は限定的であり，また地主制の廃棄－土地改革も緩慢に進行したにすぎなかったからである。しかし私見によれば，北における断絶は，事実の一面にすぎない。実際，北の政策にはいくつかの重要な点で，戦時体制下日本帝国の政策との著しい類似性，連続性が認められる。本論は農業政策に焦点をしぼり，この点を明らかにする。なお本稿Ⅲ節の内

容は主として筆者の前稿（Kimura 1996）にもとづく。その詳細は前稿を参照されたい。

II　戦時期帝国の農業政策

日中戦争開始以降の帝国経済政策の中心は統制の強化であった。日本政府は戦争遂行のために，各分野の生産，流通の一元管理・計画化を企図し，生産目標設定，消費割当，価格・賃金統制を広範に実施した。これは内地のみならず植民地でも同様であった。朝鮮の農業分野における統制はそのなかでも重要な位置を占め，内地農業統制に追随した。内地農業統制についてはすでに多くの研究がある[1)]。またそれがいかに朝鮮に延長適用されたかについても研究がすすんでいる（田 1993）。その内容，内地・朝鮮間の政策の差異等を改めて詳細に叙述，検討することは，本稿の主目的ではない。ここでは基本的な事実を確認すれば十分である。以下，増産政策と流通・消費統制政策に分けて略述する。

1　増産政策

1920年に始まった朝鮮産米増殖計画が，農業不況の影響によって1934年に中断したことはよく知られている（くわしくは，河合1986　参照）。そののち1939年に至り内地，台湾と並行して，朝鮮においても再び米増産計画が立てられた。これは翌40年，より具体的，長期的な計画に発展した。すなわち総督府は1945年までの６年間に，耕種法改善（主として肥料増投と種子更新），土地改良（灌漑整備にもとづく開田，耕地整理その他）によってそれぞれ463万石，120万石の増産ををめざした（全経聯 1942：63）。

1942年，同府はこの計画をさらに拡充し，以後12年間で1,200万石にのぼる大増産を企図した（近藤1963：4）。新計画は土地改良をより重視し，そのために1943年８月，朝鮮農地開発営団が設立された。その土地改良計画面積は総計577,000町歩に及んだ（同上：181）。これは産米増殖計画における事業面積244,300町歩を上回る規模であった（松本1991：63）。同時に麦をはじめ各種畑作物の増産計画も立てられた。

こうした増産実現のために総督府は農民の組織化，精神力鼓舞を図った（全経聯1942：76，100-7；朴1973：51-5）。1940年11月，従来の国民精神総動員運動を基盤に，内地の大政翼賛会と連携する国民総力聯盟が結成された。同聯盟は，1933年以来展開された農村振興運動を農山村生産報国運動に昇華，発展させる役割をになった。また全国各農村に組織された部落聯盟を統括した。部落聯盟は1930年に法人化された各部落の殖産契に基礎をもち，増産計画の末端実行機関（総数７万余，全農民強制加入）として機能した。部落ごとの増産計画－「部落生産拡充計画」は1941年から３年間を第１期として始まり，計画にしたがって各農民は作物別増産

目標を割当てられた。具体的には，まず計画数量を部落が引受け，これを各農民に分担させるために個別生産拡充計画が立てられた（朝鮮農会1942，16（5）：16）。また「朝鮮農地作付統制規則」（1942年4月制定）は，食糧作物の作付農地に他の作物を植えることを禁止した。1944年にはさらに厳格な増産政策－生産責任制が実施された。

金肥および自給肥料の増産も図られた。朝鮮ではもともと自給肥料の重要性が高かった一方，金肥の増産には限度があった。それゆえ自給肥料（堆肥，緑肥，液肥）の増産がいっそう重視され，各部落において推進計画が立てられた。その実現には労働力の増投を必要とした。こうした状況下，朝鮮成年の戦時労働（労務）動員が始まったことから，総督府は次第に農村労働力不足の問題に関心をよせるようになった。その対策として同府は1941年，「農村労働力調整要綱」を発表，各道に通達した（全経聯1942：93-4；殖銀1941，37号：64-7）。これは，勤労精神高揚とならんで，農村労働組織化・共同作業化，営農共同施設拡充，耕地調整（分合），婦人労働動員によって労働力の制約を打開しようとするものであった。その結果，各部落では従来のプマシ（手間替え）が愛国班を中心として組織化され，田植え，揚水，除草，収穫・調整等の作業の共同化（作業別共同作業班の編成）が積極的にすすめられた．さらに前述の生産責任制導入とともに，部落，愛国班を単位とした「軍団組織による増産隊」結成の方針が打ち出され，いっそうの組織化が図られた（朝鮮総督府1944）。

計画化は統計整備の必要性を高めた。そのため個別農家ごとに労働力，農具，各作物播種面積，肥料生産・消費等の詳細な調査が実施された（末尾参考資料1参照）。また収穫量を正確に把握するため，新たに坪刈りも行われた（米については1936年，麦は1942年）（朝鮮農会1942，16(8)：73)。

2　流通・消費統制政策

1939年，「朝鮮米穀配給調整令」，「米穀配給統制に関する件」が制定され，朝鮮における本格的な米穀統制－価格，出荷・集荷統制が始まった。これ以後公定（最高）米価のもとで，輸移出，朝鮮内需給調節を目的とした供出が行われるようになった。統制実施団体として，朝鮮米穀市場株式会社，朝鮮糧穀株式会社，道糧穀株式会社，道糧穀配給組合，朝鮮糧穀中央配給組合などがつぎつぎと設立された。さらに1943年，「朝鮮食糧管理特別会計法」，「朝鮮食糧管理令」が制定され，同時に朝鮮米穀市場株式会社，道糧穀株式会社が解消，これらを統合した朝鮮食糧管理営団が発足した。

統制は当初比較的ゆるやかであったが次第に厳格さをまし，農民に保管，供出が強制された。「昭和16米穀年度食糧対策」において，総督府は供出完了以前の米穀販売を禁止した（全経聯1942：252-6)。その基本方針はつぎのとおりであった－年初全朝鮮均等の1人あたり年消費量を決定し，これに各道人口数を乗じて道別消費高を決定する；これと生産高を対比し，過剰

道と不足道を決める；過剰道の過剰米を総督府の統制米とし，不足道への供給，移出，非農需要にあてる。供出割当は年々増加し，1943年には事実上統制米のすべてが供出割当によって調達された。他方，指定買入れ人以外への米販売－自由販売は禁止された。雑穀その他の農産物にたいする統制も同様につよまり，強制供出が行われた。供出には農会をはじめとした各村の組織が利用された。すなわち府郡には糧穀供出委員会，各部落には供出必行会が組織され，末端では部落聯盟が連帯して割当完遂に責任を負った。

消費統制もきびしく行われた。各行政単位別に消費計画が立てられ，節米・代用食奨励運動が展開された。農民の一定必要量（自家保有）を超える糧穀はすべて供出の対象となった。1942年黄海道の平野地帯では農民１人あたり籾１石を残し，他はすべて供出という実情であったという（朝鮮農会1942，16(4)：71)。1944米穀年度計画では農民１人あたり米0.607石の保有量が予定された（田1993：177)。しかしじっさいには同年の農民の１人当たり米消費量は0.4石以下に落ちこんだ（同上：194)。これは，生産量が計画量を大きく下回った反面，計画に比し供出量はそれほど大幅に削減されなかったからである。

Ⅲ　解放後の農業政策

1　生産統制

北朝人委は1946年３月５日，「土地改革にかんする法令」を発布し，（５町歩以上の）地主の追放，小作人への土地無償再分配に着手した。公式発表によれば，この改革は約20日で完了した[2)]。つづいて同委は７月27日「農業現物税にかんする決定書」（決定第28号）を採択した（国編1988：318-9)。これは旧来の地税を廃止し，穀物収穫の25％を現物税として徴収することを定めた。農民にたいしては，現物税完納ののち残余穀物の自由販売を保証し，供出を全廃することを明記した。以上の改革は通常，「半封建的」植民地土地所有を廃棄して資本主義的な自作農制度を創出し，その後の社会主義的改革を準備したと評される。これは正しい見方であろうか。この点に関しまず，同時期に北朝人委が採択した「春季播種準備にたいする決定書」（３月15日決定第７号）に注目するべきである（同上：238-41)。この決定書は1946年度の米，雑穀播種面積を，1939年度全北朝鮮のそれと同一にすることを明記している。さらに道別播種計画面積を示し，３月30日までに郡別栽培計画を作成，報告するように下部機関に命じている。以後の人民経済計画（1947，48，49/50年）はこのような具体的な播種計画を継承し，とくに47，48年の計画はきわめて高い伸び率を予定した（朝鮮事情研究会1956：64-72)。それは単なる努力目標であったのか，それとも各農民をつよく拘束したのか。もし後者であるならば，それはこの時期の北朝鮮農業が国家によるきびしい統制，管理のもとあったことを意味する。

解放後北朝鮮の内部文書（朝鮮戦争中に米軍が奪取したいわゆる北朝鮮捕獲文書）は，農作にかんする大量の上部指示，下部報告・各種統計，会議録をふくんでいる。たとえば，1946年4月9日付で朝鮮共産党江原道委員会は各郡に以下の指示を送った。

「春耕準備に対して
解放後はじめて迎える春耕期である。北朝鮮では今番土地改革法令に依って自由と土地の飢えから農民は解放された。農民は生の権利を求めさらにこの領土に貢献する建設の義務を負ったのである。かつては農民は日帝の連中と寄生虫の地主連中の腹を満たしてやるために農事をしていたが，自由と土地を得た今日の農事は農民自身の生のためであるのは勿論であり，真実にこの土地の人民のための農事であることは言う必要がない。われわれは春耕準備にあたって種穀肥料農機具等すべてのものに対して具体的に調査計画して積極増産に力をそそぎ農民○○○○［数文字判読不能，以下同様－筆者］対策を立てなければならない。
……
部落単位に部落会議を組織して播種面積を正確に調査して作物栽培計画を立て...土地に適切な作物を植えるようにすること，
生産計画案によって各種作物の責任生産量を知らせ生産責任制を実施すること，
耕牛農具の数字と耕作能力を斟酌して同一部落と部落，面と面の相互扶助共同利用すること，
……
生産突撃隊...を部落単位に組織して農民委員会の成年青年婦女中から優秀な分子で組織し生産［の］先頭で農民の模範となり全農民を総動員するようにしなければならない。部落の実情にしたがって具体的計画を立てること，
春耕準備に対する情況［と］突撃隊組織の状況を報告すること」
（2007/6/16，Ⅰ：12-4）[3]。

上記の文書は，農民が日本帝国主義および地主の支配から解放され自由と土地を得たことを賛美する反面，かれらが新たに「人民」のために農作に励む義務を負ったことを強調している。くわえて農作業の共同組織化，生産の計画化，さらには生産責任制の実施指示を記している。その具体的状況は同道麟蹄郡の文書が示す（2007/6/16：126；S. 1）。それによると，1946年6月11日までに同郡では501の生産班が組織され，これには同郡のほとんどすべての農民が加わっていた。また同郡深積里の文書は，除草，田植え，収穫，運搬といった作業ごとに班が存在し，これらの作業が共同で行われたことを明らかにしている（2012/5/146：87，92，109）。

里の人民委員会，農民組合は具体的な作業日程を作成し，それにもとづいて農作業をすすめるように指示を出していた。生産責任制については，つぎの文書が直接の情報を与える。

「北労党麟蹄四九号（農民部）1947年４月16日
北朝鮮労働党江原道麟蹄郡党部 委員長 キム・ビョンフン
江原道党部委員長殿
1947年度農業生産責任数量にたいして
1947年度人民経済復興発展にたいする農業生産責任数量において江原道人民委員会が麟蹄郡人民委員会に配定した責任数量は別表のように「籾」において1946年度収穫高28,070石に比し30,560石，すなわち2,490石（９％）の増加であり，雑穀においては1946年度収穫高15,240石に比し1947年度37,843石，すなわち22,603石147.6％増加されねばならず，とくに畑面積が1947年４月個人別責任数量を決定するための調査面積4,852町○○に比して計画割当面積7,773町歩，すなわち2,921町歩の差異が生じ，別紙35次常務委員会決定（第４）のようにまだ個人別責任数量の決定ができず責任数量配定と播種計画の決定に莫大な支障をきたしている現状であるので，これにたいする対策を講究して至急解決して下さることを要望する」(2007/6/10：77-78)。

農業生産の拡大を実現するために，道から郡へ播種・生産責任割当が行われた。上記の文書は，雑穀生産割当があまりに過大であるため，これにたいし郡党部が道党部に行った再考要請である。別の文書によるとこうした要請の結果，割当は下方修正された(2007/6/5：22; 2012/8/5：28)。

以上はいずれも江原道の文書である。しかし当時つよい中央集権的行政がおこなわれていたことから，他地域の状況も同様であったとみるべきである。じっさいそれを示すいくつかの文書が存在する(2005/2/114：2など)。また北の公的文献は農村生産班，農業増産突撃隊にかんする全国統計を明示している(**表１**)。これによると農村生産班の全国組織率は78％に達した。

さらに北の内部文書は，農民が道路，橋，水利施設等の修復，建設に組織的に（ほとんどの場合無償で）動員されたことを明らかにしている。こうした労働動員は，農村労働力の完全利用をめざす当局の政策のあらわれであった。

生産の計画化，組織化，労働動員は統計の整備を必要とした。北朝人委は末端機関にたいし，個別農家ごとに生産，労働力等を調査するよう頻繁に指示を出した。とくに生産高調査については，坪刈りによって正確を期することを要求した。この結果解放後，各農村において大量の統計が作成され，上部機関に集められた(末尾参考資料２)。

表1　農村生産班と農業増産突撃隊の組織化（1946年）

	農村生産班			農業増産突撃隊		総戸数（千戸）
	班　数	人員数（千人）	組織率（%）	隊　数	人員数（千人）	
平安南道	3,258 (19.7人)	261.3	98.7	2,498 (46.3人)	115.6	264.8
平安北道	7,865 (17.0)	303.7	87.3	2,938 (52.4)	153.8	347.8
黄海道	9,518 (27.6)	262.3	82.8	4,686 (27.0)	126.3	316.9
江原道	10,635 (19.6)	207.9	92.8	2,135 (13.8)	29.4	224.1
咸鏡南道	20,965 (10.2)	213.8	74.0	2,272 (13.4)	30.3	289.0
咸鏡北道	7,248 (3.5)	25.2	13.9	2,235 (13.8)	30.9	181.4
計	79,489 (16.0)	1,274.2	78.1	16,764 (29.0)	486.3	1,631.5

（注）　平安南道の総戸数は平壌の戸数を含まない。カッコ内は1班または1隊当たりの平均人員数，組織率は人員総数／総戸数を示す。（咸鏡北道の生産班総人員数は他の数字から推して低すぎ，おそらく何らかの理由による誤りである。）

（出所）　社会科学院歴史研究所（1981：360）；翰林大学アジア文化研究所（1994：20）。

2　消費統制

1946年8月20日北朝人委は，「北朝鮮消費組合の糧穀収買にかんする決定書」（決定第63号）を発表した。これは工業製品との交換または現金で，米，雑穀を農民から買上げることを規定した。前述したように農民は納税後の農産物自由販売を保証されていたから，この決定は農民の自由意思による対国家販売を前提とした。しかし実際には，農民は収買を強制された。北朝人委自身のちの決定書のなかでこの事実を認めている。

「糧穀収買事業に関する決定書

……北朝鮮臨時人民委員会は都市食糧の不足に充当するため，消費組合に委任して糧穀収買事業を展開すると同時に，北朝鮮臨時人民委員会決定書第六三号によって各道に対して糧穀収買配定量を決定したのである。しかしその配定量は概括的数字であり，それを基準にして毎個農家にいたるまで義務的な数量を負担させるものではなかった。即ちこの糧穀収買事業は，農民たち自身の労働者及び事務員たちに対する深い友誼と愛国的至誠に依る自願的原則下に進行されねばならないものであるにも拘わらず，消費組合は毎戸農家に糧穀収買量を割当てる等，命令主義・官僚主義的な正しくない方法で事業を執行している

現状を示している。これは大きな錯誤である」（決定第140号，1946年12月26日）（国編1988：363）。

こうした指示にもかかわらず，強制収買は継続した。とくに国家による化学肥料の供給が，糧穀との交換（肥料交易）にもとづいて行なわれたことに留意すべきである。その交換条件は農民にとって（市場価格に比し）不利であり，国家による糧穀強制収買に等しかった。また収買は糧穀にかぎらず，ほぼあらゆる農産物，畜産物，副産物，さらには農民の保有する古金物・ゴムなどにもおよんだ。とくに叺，縄などの藁製品は各農民に生産割当が行われ重要な収買対象となった。これは現物税・収買糧穀，肥料等工業製品の包装に藁製品が不可欠であったからにほかならない。藁製品の生産割当，供出は戦時下でも行われたが，解放後，北では南からの同製品調達が不可能となったので一層きびしく行われた。政権機関はできるだけ多くの生産物を国家に提供するよう農民につよく働きかけた。糧穀誠出運動，現物税完納熱誠隊運動，建国思想総動員運動，愛国献米・麦運動，糧穀消費節約運動，「食糧の消費節約団束に対する布告」などの一連の運動，布告はそのあらわれである。おそらく政権は，農民ひとりあたりの穀物消費量を一般労働者と同量とし，残りはすべて現物税および収買によって徴収することを意図した。じっさいその証拠が存在する。まず北の公式文献はつぎのように記している。

「党の組織政治事業が強化され全社会的支援が展開されたことで，1945年秋から農民達のなかに糧穀誠出運動がひろく展開された。農民達は我が党の糧穀誠出方針を高くかかげ，消費食糧を極力節約し一粒の米でも多く誠出するための事業にこぞって先頭に立った。かれらは集会をもち自発的に誠出糧穀表を設定したのち，それを違えることなく国家に捧げることで国の主人となった農民としての本分をまっとうする決意であった。

平安南北道と黄海道の農民達は誠出して労働者達の食糧を解決しようという一念で誠出運動を全力で展開し……咸鏡南道と咸鏡北道の農民達は，1945年度の収穫高を再度正確に調査したのち部落民大会を開き，1日食糧3合3勺（500グラム）を残しのこりはすべて誠出する闘争を展開し，不足の食糧を山菜と自然食糧を採取して補充した」（社会科学院1981：403）。

上記の文章の意図は，農民がいかに自己犠牲をいとわず国家人民に糧穀を提供したかを伝える点にある。しかしもちろん，そうした行為が自発的であったと考えることはできない。とくに，農民が食糧不足を山菜で補ったという記述は，きびしい強制があったこと，さらにその結果かれらが飢餓状態におちいったことを示唆する[4]。また上記糧穀1人1日500グラムという水準は，1946年における各団体事務員にたいする配給基準と合致した（米300グラム，雑穀200グラム，一般労働者の配給基準は同360グラム，240グラム）（「食糧配給に関する決定書」国編

1988：360)。他方，内部文書にはつぎの資料がある。

「檀紀4278年［西暦1945年］10月

食糧管理令

...

3条　本道内で生産した食糧は自家消費量を除いた分を平安南道人民政治委員会［のち平安南道人民委員会と改称－筆者］...に売り渡すようにすること。ただし直接消費者に少量を売り渡すことは妨げない。

...

8条　第3条に違反した者および政治委員会が指定した価格を超過して食糧を売買する者は厳罰に処す」(2005/6/49：5)。

「1946年11月6日

農閑期を利用した農民青年に対する指導工作要綱

北朝鮮民主青年同盟中央委員会

...農民の現物税を納付したのこり75%を処分するにあたって自家消費量を最小限度に節約するように毎個盟員は宣伝者となり，自由に販売する分は国家方針に順応して悪質干商輩に販売することを断念するように積極労力し，人民達の生活向上のために真正に労力する消費組合に販売するように盟員全体が宣伝者になり実践者になり...」(2005/5/53：12)。

「平安南道第1次司法責任者会議提出書類

江西人民裁判所，検察所

...

食糧対策決定書の施行状況

現在本道割当量の6割程度であるので，強力な督励隊を編成して4月9日から各面に派遣して徹底督励中でこの数量だけはどんな場合でも確保する予定である」(2010／5／11：4；日付不明，おそらく1946年4月下旬)。

農民の自家消費量を最小に抑え，できるだけ多くの糧穀を国家に提供させる方針が上記の文書にも示されている。

Ⅳ　要約と結論

以上，解放後北朝鮮の農業政策が戦時下日本帝国のそれときわめて類似したことが明瞭である。要約すると両者はつぎの点で酷似した：目標を設定して大幅な増産を実現する；農民からできるだけ多くの生産物を徴収する；そのために精神力鼓舞・国家奉仕運動を展開する；経営・利潤追求の自由を否認し，生産，流通，消費のすべてにわたって国家が統制・計画化を行う；全農民を組織に網羅し生産の共同化をすすめる；農村労働力を動員しその完全利用を図る。より具体的には，生産責任制の実施，統計の整備といった政策も共通した。後者についてはさらに，多くの統計の作成方法・表示形式，および当局が各農民に個人別生産指示書を出し，それに播種計画面積と実行面積を対照記入させ生産割当完遂を図った点が，解放前後で同じであったことを指摘しうる（朝鮮農会1942，16（12）：57；2007/6/10：44；末尾参考資料3）。

こうした類似は驚くにあたらない。第1に，両体制とも敵国との厳しい対立下にあり，軍事・警察力の強化が最優先課題であった。軍，治安要員の食糧確保にくわえ，（軍事力強化には工業生産増大が必要であったから）工業原料および一般労働者用食糧の確保がつよく求められた。そのため行政当局は，農業部門から資源を最大限ひきだすことを図った。農民の大きな負担はその帰結であった[5]。それは，低い農業生産力とあいまって，かれらの生活をつよく圧迫した。

第2に，両体制は全体主義という点で共通した[6]。国家が経済活動を一元的に管理すること，個人の効用，所得あるいは利潤の極大ではなく，各財の生産総量の極大をその第1目標とすること，増産の手段として，ノルマを設定する一方農作業の共同化，農民の組織化，労働動員，詳細な個人統計調査，精神運動を推し進めること，そこに厳しい強制がともなうことは，全体主義の特徴であった[7]。さらに全体主義が対外拡張主義的傾向をもつ点も重要である。これは（戦時）日本帝国はもとより，解放後北朝鮮についても少なからず妥当したと考える。確かに当時の北の政権にとって，所与の厳しい政治経済条件下，政策選択の余地は限られていた。しかし上述の軍事力強化，農業資源総動員政策は，そうした条件のみならず，体制を支配した全体主義の基本的性格にも起因したと考える[8]。

第3に，人的な連続性が存在した。解放後旧来の中，上級官吏はほぼすべて放逐されたが，下級官吏は職場に残った。とくに地方においては当初，かつての官吏（郡，面の職員等）が新体制のもとでも実務を担当した[9]。かれらは戦時統制の知識，経験が豊富であり，それを解放後応用した。組織化，計画化の方法，概念，用語，統計が類似したのはむしろ当然である。反面，この時期末端農村において，上記の点および生産方法にたいするソ連型社会主義の影響は限られていた。それは，前述の「突撃隊」という用語（おそらくロシア語のブリガータに由来）や1950年から始まる農業機械賃耕所などにみられるにすぎない[10]。

両体制の重要な相違は，私有財産にたいする態度にあった。日本帝国の体制は，私有財産にたいし多くの制約を課したとはいえ，基本的にそれを擁護した。これとは異なり解放後北の体制は，私有財産制を嫌悪し，その廃棄の方向にすすんだ[11]。その下でまず，主要鉱工業部門の国有化が行われた。中小商工業部門では私有がみとめられ，資本主義的経営が行われた。しかしその範囲はしだいにせばめられた[12]。また高率課税，貨幣改革は中小商工業者に打撃を与えた[13]。

農業部門においては，土地改革法令が農民の土地私有権に大きな制約をくわえた点に留意せねばならない。すなわち同令は，「農民に譲与した土地の売買，貸借，抵当入れを禁止する」という条項（第10条）をふくんでいた（木村・鄭1996）。この条項（とくに売買禁止規定）がある以上，旧小作農民は耕作地所有権証明書の交付を受けたとはいえ，実質的にその土地の所有権を獲得したとはいえない。所有権は対象物にたいする自由な処分権を意味するからである[14]。旧小作農民はたんに永代耕作権を得たにすぎないというべきである。じっさい何らかの事情で耕作を放棄するにいたったばあい，かれらはその土地を国家に納付せねばならなかった。その代価が支払われたかどうかは資料によって確認できないが，もともと国家が無償で譲与したものであるから，これを国家が有償でひきとることはあり得なかったであろう[15]。この点からみると土地改革が創出したのは，（私的所有にもとづく）自作農制あるいは（公式に称される意味不明瞭な）勤労農民的土地所有というより，国有制または「国家地主制」と呼ぶのがふさわしい（田村1971）。この制度が解放前の私的地主制と異なったことは確かである[16]。しかし農民の経済生活の観点からは，負担が重ければ「地主」がだれであっても変わりはない。解放後（現物税・収買による）負担が依然として重かったことは，農民生活にとって解放前後の体制が断絶ではなく連続したことを意味する[17]。

朝鮮戦争ののち1950年代後半，北の政権（金日成）は農業集団化を強力に推進した。これは北の農業のあり方を大きく変え，長期的に生産停滞を導いた。そのなかで帝国の遺産がどのように存続したのかという点は今後の検討課題である[18]。

＊本稿は主として，米国で収集した資料にもとづいている。滞米中C. J. Eckertから多くの便宜を得た。また，K. Weathersby，Lee Chong-sik，松本俊郎，庄司俊作，後藤富士男，人文研山本班のメンバー，アジア政経学会全国大会（城西大学）参加者からそれぞれ，ロシア語資料，証言，文献情報，コメントを頂いた。これらはきわめて有益であった。各人に深謝する。

本稿の作成にあたって全国銀行学術研究振興財団，松下国際財団，文部省科学研究費補助金COE形成基礎研究費の財政援助を受けた。各団体にお礼申し上げる。

1)　たとえば，田中（1979），また当時の文献としては小舟（1942）参照。

2)　その問題点については木村・鄭（1996）参照。

3)　北朝鮮捕獲文書 Record Group 242の整理番号および筆者が付加した頁番号。以下同様（資料原文は漢字混じりハングルまたは純ハングル；適宜句読点を加えた）。

4)　1946年７月１－２日開催全道保安局会議における報告によると，黄海道では反動分子の活動が活発化，露骨化し，誠出は予期の成績の50％にすぎなかった（2005/6/1：38）。

5)　解放後（とくに1945-6年）北朝鮮においてはソ連軍による糧穀徴発が広範に行われ，農民にとって大きな負担となった。これは政権・治安の確立・維持に必要な費用負担と考えることができる。なお従来ソ連軍による徴発の真偽をめぐってさまざまな議論が行われた。しかし北および旧ソ連の内部文書の発掘の結果，その事実は疑いえない（萩原1994：62-7；また1946年，麟蹄郡において小麦をすべてソ連軍が徴発した事実が，2007/6/16：88から明らかである）。他方，ソ連による食糧その他の物品の無償援助はわずかで，兵器，工業製品，中間財の提供にたいしスターリンが金日成に大きな代価を要求したことも明白となっている。北はそれを主として農産物および金その他鉱物で支払った（鄭1983：26；Weathersby 1994-6）。この点で北は，米国から多くの無償援助を得た南に比し，より厳しい状況にあったことは確かである（南でも農産物の収買（収集）を行ったが，北ほど厳格ではなかった）。戦争で大きな打撃を受けた当時のソ連には，そもそも他国に援助を与える余裕がなかった。スターリンは北朝鮮との関係において，何を与えるかということよりも何を得られるかをまず考えていたというべきである。両者の経済関係については今後調査をすすめる予定である。

6)　しばしば，解放後北朝鮮では民主的改革が行われたという主張がみられる。しかし重要な決定はすべて上部（ソ連軍総司令部および人民政権）が行い，一般大衆，農民はそれへの服従を要求された。「民主主義」が虚構にすぎなかったことは改めて指摘する必要もない。

7)　一見正反対の方向をめざし対立し合う政治体制が，じつは多くの特徴を共有した顕著な例として，ヒットラーのドイツとスターリンのソ連を挙げうる（Hayek 1944, 1993）。いうまでもなく両者はともに全体主義国家であった。くわえて，1918年におけるレーニンのつぎの言葉も想起されてよい。「ドイツには，現代の大資本主義的技術とユンカー的＝ブルジョア的な帝国主義に従属する計画的組織との『最後の言葉』（最良の例の意－引用者）がある。傍点をつけた言葉をとりのけて，軍事的・ユンカー的・ブルジョア的な，帝国主義的な国家のかわりに，おなじく国家を，ただしちがった社会的な型の国家，ちがった階級的内容の国家，ソヴェト国家すなわちプロレタリア国家を，おいてみたまえ。そうすると，社会主義があたえる諸条件の総和がえられるであろう．．．ドイツで革命が『おこる』のが，まだおくれるかぎり，われわれの任務は，ドイツ人の国家資本主義をまなぶこと，全力をあげてこれをみならうことであり．．．ロシアは，国家資本主義にも社会主義にも共通なもの（全人民的な記帳と統制）をとおらずには，現在の経済状態から前進することはできない．．．」（レーニン　1918，1962：359-62；傍点原文）。

8)　朝鮮戦争（1950年６月25日勃発）の起源についてはさまざまな角度から分析がおこなわれている。しかし直接的には，南を圧倒する軍事力を整備した北の侵攻に起因したとみる点で，現在研究者の意見は一致している（たとえば Weathersby 1995参照）。

9)　解放直後末端農村において作成された会議録，諸報告には，漢字を多用した達筆の文章が少なくない。これはあきらかに植民地期に中程度以上の教育を受けた者の手に成る。麟蹄郡瑞和面深積里の資料によると，同里農民同盟委員長金××の署名入り会議録は漢字混じりの達筆で書かれていた。しかし1948年４月８日，かれが辞任（病気のためとある）したのち，その職を継いだ沈××の署名入り会議録は，きわめて稚拙な純ハングル文に変わった（2012/5/141：80-85）。農村の上層（知識）階級

に属した金がこの時期に失脚（あるいは危険を感じ逃亡）し，後継委員長に下層出身の沈が選ばれたと考えると，この変化を容易に理解しうる。

10）「『国営農機械賃耕所にかんする規定』承認にかんする決定書」（『内閣公報』第4号，1950年2月28日）（2012/6/137）。なおいうまでもなく土地改革，現物税導入といった基本的な農業改革は社会主義ソ連の直接の影響の下に行われた。農村の政治組織形成におけるソ連のつよい影響力も明白である（「人民委員会」はもとより「民青（民主青年同盟）」，「農民大会」，「細胞」など）。北朝鮮におけるソ連の統治機構についてはRee（1989：6章）参照。

11）Temin（1991）は1930年代ソ連とナチスドイツの経済計画が多くの点で類似したことを論じる一方，その相違のひとつが私有財産制の否認，是認にあったことを指摘している。これは本稿の議論と軌を一にする。

12）その過程には曲折があり，資本主義的経営が奨励された時期もあった（ソン　1985：67-70）。

13）高率課税による打撃は，Lee Chong-sik 教授の教示による。また国編「北韓史証言聴取」には，貨幣改革によって自営業者が経営困難に陥ったことを示す証言がある。

14）この分野の著名な研究書は売買禁止という事実を認識しているが，その意義を理解していない（Cumings　1991：616）。その正しい理解は，「土地……を手に入れたことにより，生産にたいする強い刺激を与えられた」（同上）という公式的見解の妥当性にかかわる点でとくに重要である。この問題は前稿（Kimura　1996）でくわしく論じた。

15）キム（1959：8）によれば，所有者が直接耕作できなくなった土地は地方人民政権機関に譲り，土地の少ない農民に耕作件を譲与する等，国家的管理制度を実施したという（下線筆者）。またそうした土地は実質的に国家所有と同じ性格をもつもので，「耕作権地」と呼ばれたとも述べている（同：47）。一方，従来の自作地の売買が認められたかどうかは不明である。蔵居（1962：112）は旧小作地同様自作地の売買も認められなかったとの見解を述べている。しかしその根拠を示していない。資料には当局が土地の売買を許可した例がある（木村・鄭1996参照）。限定的ではあっても，従来の自作地の売買は認められたと考えるべきである。じっさい，1950年に発表された内閣決定第3号「土地行政に関して」にはつぎの規定があった：「...自作地は，道（平壌市）人民委員会委員長の許可を得て売買又は譲渡することができる。ただし，買収人と譲渡人は，必ず耕作能力を持たなければならない。」（第9項）（鄭他編　1994：534）。この規定は，それ以前の状況を追認または確認したものとみなしうる。

他方，非合法の土地売買が行われ，当局はそれを根絶しえなかった。

16）戦時期，小作米供出命令は次第に厳格となった。総督府は最終的に，在村地主にたいし自家保有米1人1日3合を除くすべての小作米を供出させる方針を決定した（1945年5月朝鮮総督府「米穀供出対策要綱」）（近藤1963：66-7）。その場合供出は小作人が直接行ない，地主はたんに供出代金を受取るにすぎなかった。結局これは，地主にとって土地収益処分権の完全な喪失を意味した。さらに地主は小作料，小作移動，作付変更にたいしてもつよい制限をくわえられたから，売買権をのぞき土地にかんする諸権利をおおはばに失なうことになった。地主のかわりに国家が土地にたいする権利をつよめた結果，戦時末期と土地改革後の土地所有制度は実質的に大きく異ならなかったといえるかも知れない。ただし他方で戦時下生産責任制の導入のさい地主は第1次の責任者と定められ，この点で重要な役割を担った（田　1993：204；望月　1944）。そのための補助も与えられた（田1993：208-9）。戦時下地主制の変質，および解放後とのつながりについては今後一層の考察を要する。

17）解放後農民負担のじっさいの大きさを計測することは容易でない。確実なのは負担率，食糧事情が各地域，個別農家によってかなり大きく異なったという点である。全般的な食糧事情は1945-6年当

時もっともきびしく，その後やや改善した。しばしば，解放後北の農民，労働者の生活水準は生産増，負担減によって，短期間にいちじるしく向上したといわれる（Cumings　1991：628；これは北の公式見解でもある）。しかしこの説には根拠がない。

18）本稿は政策－政権の意図－がどのようであったかに焦点をあてた。そのため，それが農業経済とくに生産にいかなる影響を与えたかについてはふれなかった。解放後の農業生産については前稿（Kimura 1996）で論じた。戦時下北朝鮮の農業生産については今後くわしく考察する予定である。

参　考　文　献

朝鮮事情研究会（1956）『朝鮮の経済』東洋経済新報社。

朝鮮農会（1940-43）『朝鮮農会報』朝鮮農会。

朝鮮総督府（1944）「農業生産責任制実施要綱」『朝鮮』348号：2-5。

田剛秀（1993）「植民地朝鮮の米穀政策にかんする研究－1930-45年を中心に」ソウル大学校経済学博士学位論文。

鄭鎮謨（小林敬爾訳）（1983）『平壌－中ソの狭間で』コリア評論社。

鄭慶謨，崔達坤編（張君三訳）（1994）『朝鮮民主主義人民共和国主要法令集』日本加除出版。

Cumings, B.（1991）*The Origins of Korean War*（鄭敬謨，加地永都子訳『朝鮮戦争の起源』第2巻，シアレヒム社，東京）。

萩原遼（1994）『朝鮮戦争－金日成とマッカーサーの陰謀』文芸春秋社。

翰林大学校アジア文化研究所（1994）『北韓経済統計資料集』翰林大学校出版部，春川。

Hayek, F. A.（1944, 1993）*The Road to Serfdom*. Routledge & Kegan Paul, London。

河合和男（1986）『朝鮮における産米増殖計画』未来社。

河原地英武（1990）「ソ連の朝鮮政策－1945-48」桜井浩編『解放と革命－朝鮮民主主義人民共和国の成立過程』アジア経済研究所：3-42。

キム・ハンジュ（1959）『朝鮮民主主義人民共和国における農業協同化運動の勝利』労働党出版社，平壌。

木村光彦，鄭在貞（1996）「北朝鮮の土地改革－農地没収，再分配をめぐる諸問題」『アジア経済』XXXVII（10）：49-66。

Kimura, M.（1996）"Conditions of Agricultural Production in North Korea, 1946-49," Discussion Paper, D96-7, 一橋大学経済研究所。

小舟清（1942）「農業生産統制令の意義」『帝国農会報』32巻6号：15-32。

近藤剱一編（1963）『太平洋戦下の朝鮮(4)』友邦協会。

国編（国史編纂委員会）（1988）『北韓関係史料集V　法制編（1945-47）』国史編纂委員会，果川。

国編（国史編纂委員会）N.D.「北韓史証言聴取」（録音テープ）国史編纂委員会，果川。

蔵居良造（1962）「北朝鮮の農業組織化問題」朝日新聞調査研究室編『南北朝鮮の現状（下）』朝日新聞社：107-148。

レーニン（1918，1962）「ロシアの現在の経済について」『レーニン全集』第32巻，大月書店。

松本武祝（1991）『植民地朝鮮の水利組合事業』未来社。

望月隆（1944）「農業生産責任制と地主の立場」『朝鮮』348号：12-16。

朴慶植（1973）『日本帝国主義の朝鮮支配（下）』青木書店。

Ree, Erik van（1989）*Socialism in One Zone - Stalin's Policy in Korea 1945-1947*, Berg

Publisher, Oxford。
桜井浩（1990）「経済の改革と計画化」同編『解放と革命－朝鮮民主主義人民共和国の成立過程』アジア経済研究所：181-202。
社会科学院歴史研究所（1981）『朝鮮全史』第23巻，科学・百科事典出版社，平壌。
ソン・チョンフ（1985）『産業国有化の経験』社会科学出版社，平壌。
殖銀（朝鮮殖産銀行調査部）（1941-43）『殖銀調査月報』復刻版，御茶の水書房。
田村武夫（1971）「北朝鮮の土地改革」『朝鮮史研究会論文集』第8号：125-64。
田中学（1982）「戦時農業統制」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会2　戦時日本経済』東京大学出版会：337-77。
Temin, P. (1991) "Soviet and Nazi Planning in the 1930s," *Economic History Review* XLIV (4): 573-593。
Weathersby, K. (1994-6) "Memoranda on Russian Archival Materials on North Korea," mimeo.。
Weathersby, K. (1995) "To Attack, or Not to Attack? Stalin, Kim Il Sung, and the Prelude to War" *Cold War International History Project Bulletin* no. 5, Woodrow Wilson International Center for Scholars, Washington, D.C.。
全経聯（全国経済調査機関聯合会朝鮮支部）（1942）『朝鮮経済年報　昭和16・17年版』改造社。

米国国立公文書館所蔵　北朝鮮捕獲文書（Record Group 242）。

参考資料１

植民地末期，京畿道水原郡安龍面で作成された農業労力機械力畜力調査表（2010/2/70：1）

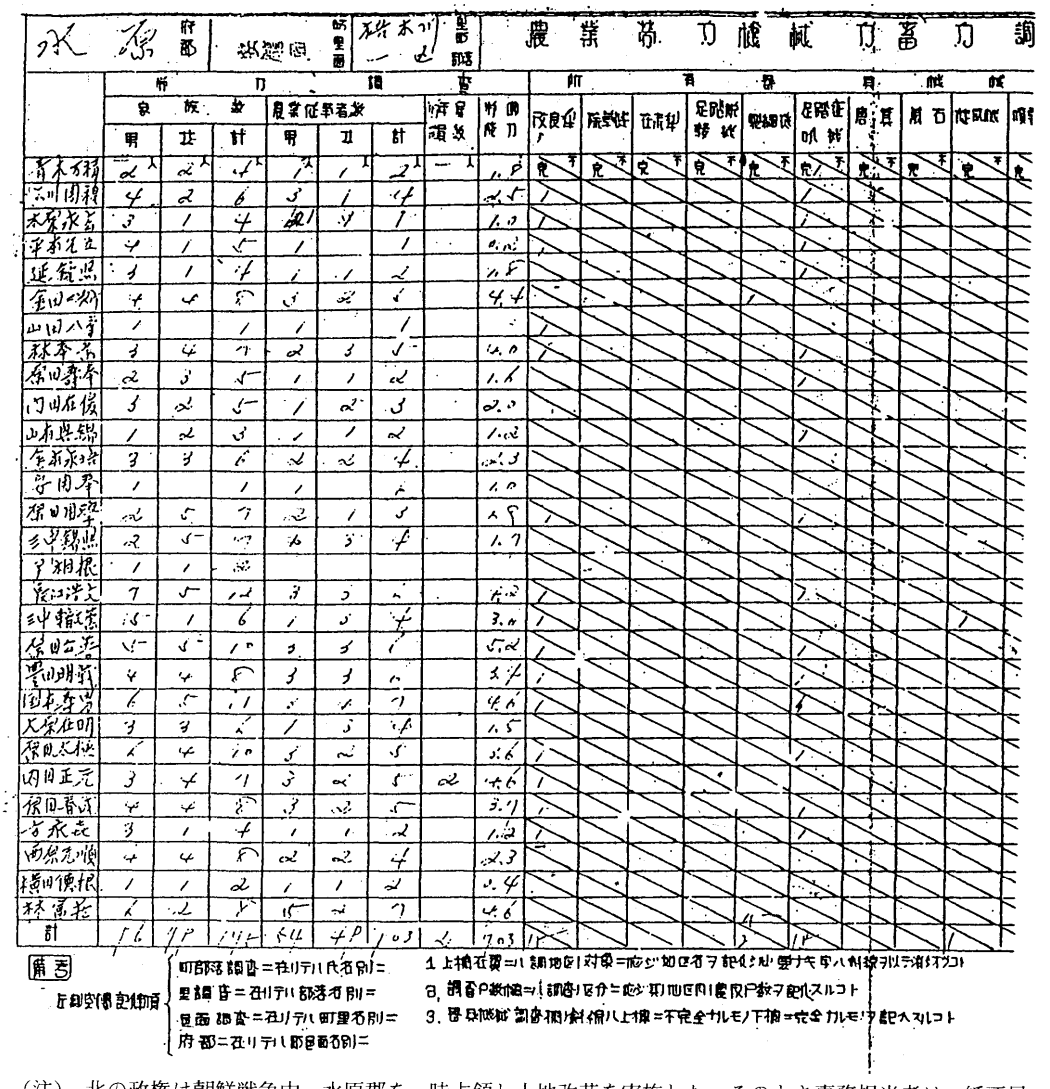

（注）　北の政権は朝鮮戦争中，水原郡を一時占領し土地改革を実施した。そのとき事務担当者は，紙不足のため，植民地期に使われた紙の裏面に没収土地調査表を記した。上の資料はその一部である。創氏改名のため多くの農民の名（姓）が日本式になっている。

参考資料 2

江原道麟蹄郡瑞和面深積里農民同盟委員長より同面農民同盟委員長への播種調査報告書
（用紙全 8 枚，以下は第 1 面；2012/5/148：1）

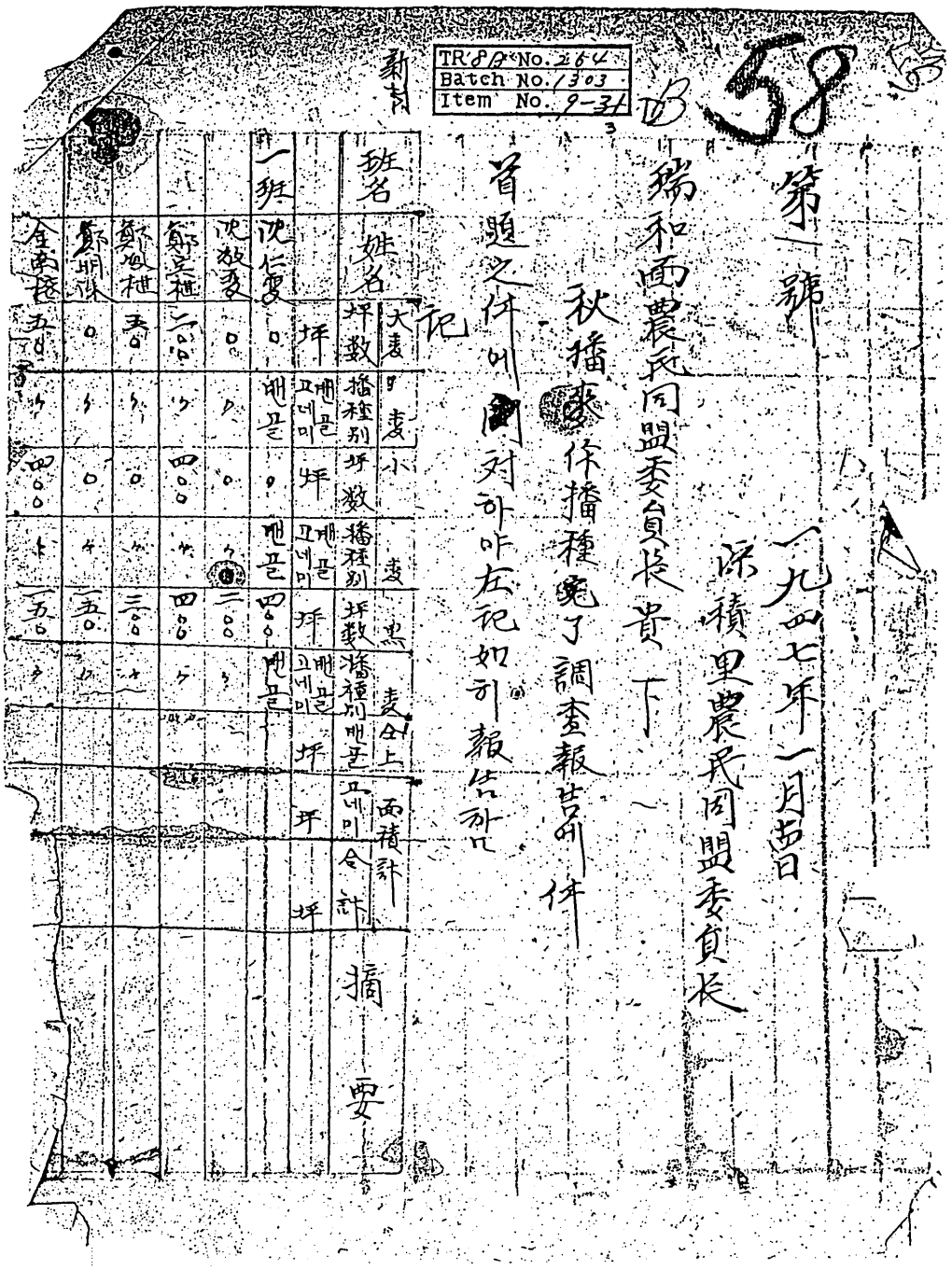

第一號

一九四七年一月吉

瑞和面農民同盟委員長貴下

深積里農民同盟委員長

秋播麥作播種狀況調査報告件

首題之件에 關하야 左記如히 報告하오

記

班名	姓名	大麦 坪數	大麦 播種別	小麦 坪數	小麦 播種別	麦 坪數	麦 播種別	麦合計 坪數	麦合計 播種別	西積計 坪數	西積計 播種別
一班	沈仁愛	0	배끝 고네미	0	배끝	0	배끝 고네미	四〇〇	배끝 고네미		
	沈敬愛	0		0		〇		二〇〇			
	鄭昌植	二〇〇		四〇〇				四〇〇			
	鄭風植	五〇		〇				三〇〇			
	鄭明洙	〇		〇				五〇			
全南接		五〇		四〇〇				五〇			

摘要

参考資料 3

平安北道宣川郡宣川面『面勢一班』（1947年；1冊全22頁，以下は第11-12頁；2006/16/36）

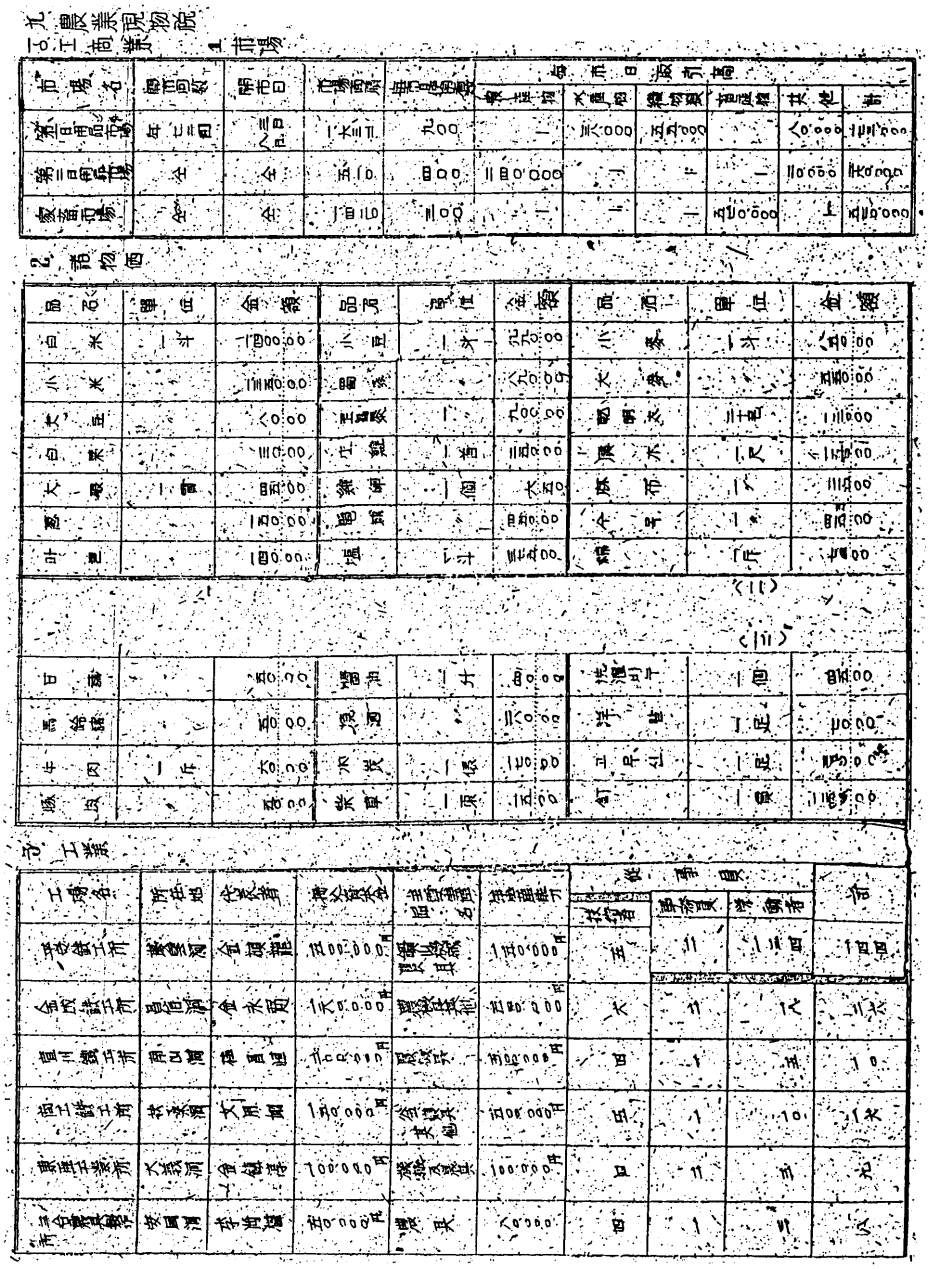

（注）　植民地期に各地方団体によって作成された『郡勢一班』，『府勢一班』と同一形式である。これはまた，植民地期のもっとも包括的な統計書『朝鮮総督府統計年報』の表示形式にも通じる。